

○ 財務省告示第百九十七号
平成二十四年五月十四日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の発行二令六号～第五条第十一項の規則へ平成十一年大蔵省告示した。財務大臣安住淳（第二百七十八回）

二 一 行 二 令
の法發号名稱及び記
條律發行の項及び根拠そ拠

四 三 二 一 行 二 令
發行方法 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。○へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平、第十項、第に」金号法る参て札發によ下競争は受けるも「平成十三年法律第七十五条等の振替法」とい。日本銀行の競争して行とどし。○行募各れ及「札わする」の限國るび価「れる」の以度債入価格とる。その規定下額市札格競い入

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 八 二 九 三 万 万 千 万 兆 円 六 五 円 二 千 百 千 円 八 三 十 百 三 四 九 億 七 七 七 千 億 三 千 百 三 百 二 十 十	額 円 額 面 面 金 金 額 額 で で 二 千 兆 二 五 百 千 八 四 百 十 六 億 円	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 參 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 還 額	還 期 限	入 債 競	債 札 市	價 競 價	價 格 日	
平 成 二 十 四 年 五 月 十 四 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 支 付 は と 、 金 額 を 百 支 き 償 還 に う 、 つ つ 。 そ が き の 百 円	額 面 金 額 を き き の う 、 つ つ 。 そ が き の 百 円	償 當 た だ し と 、 償 四 年 期 十 月 一 月 九 月 業 業 日 日	當 成 し 、 償 四 年 期 十 月 一 月 九 月 業 業 日 日	特 別 債 札 格 第 參 市 發 競 價	國 札 市 發 競 價	入 價 競 價 格	發 行 競 價 格
<p>十額募十額 平す額の振 五面価五面 成るの記替 銭金格銭金 二。整載法 一額一額 十 数又の 厘百厘百 四 倍は規 円以円 四 年の記定 に上に 五 金録に につのつ 月 額はよ つきそき 四 に、る 九れ九 九 よ最振 十ぞ十 九 る低替 九れ九 九 も額口 九の円 九 の面座 九応九 九 と金簿</p>									